

「立地協定（立地市町村等）」の骨子案**1. 協定名称**

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に関する協定

2. 趣旨

大阪・夢洲地区における IR 区域の立地及び整備並びに設置運営事業の円滑な実施及び継続を図るため、府、府と共同して IR 区域の整備を推進する立地市町村等としての市及び SPC の役割分担並びに IR 区域の立地及び整備に関し必要な事項について定めるもの。

3. 協定締結主体

大阪府、大阪市及び大阪 I R 株式会社

4. 締結日

※IR 整備法第 13 条第 2 項に基づく国土交通大臣による実施協定の認可の後、速やかに、実施協定の締結に併せて締結。

5. 有効期間

発効日から本事業期間の終了日まで（但し、本事業期間の終了日前に実施協定が終了した場合には、当該終了の時点で終了）

6. 主な規定項目及び概要**(1) 総則****① 役割分担**

ア 府、市及び SPC は、本件 IR 区域の立地及び整備並びに設置運営事業の円滑な実施及び継続を図るべく、相互に連携・協力。

イ 府及び市は、IR 区域の整備の推進に関する施策並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定・実施。認定区域整備計画の意義及び目標を実現すべく共同して取り組み、認定区域整備計画に定められた施策及び措置等を実施。

ウ SPC は、認定区域整備計画の意義及び目的を実現すべく、認定区域整備計画に定められた施策及び措置等を実施し、設置運営事業を遂行。関連事業への協力に誠実に努める。

② 地位譲渡の禁止

SPC は、立地協定（立地市町村等）上の地位又は同協定に基づく権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分を行う場合には、府及び市の事前の書面承認を要する。

③ 金融機関との協議

府及び市は、必要と認めた場合は、設置運営事業に関して、SPC に融資等を行う金融機関との間で協定を締結することが可能（SPC は当該協定の締結に協力）。

(2) 認定区域整備計画等の取扱い**① 認定区域整備計画等の変更**

- ア 府、市及び SPC は、事業基本計画、事業条件の変更の必要が生じた場合は、他の当事者に対し変更申入れを行い誠実協議。市は、認定区域整備計画、長期構想又は本特定合意内容の変更の必要が生じた場合は、府及び SPC に対し変更申入れを行い誠実協議。
- イ 府、市及び SPC は、協議の結果、変更を行うこととなった場合、変更の実施に向け、相互に誠実協力し、必要な対応を実施。
- ウ 変更に伴う増加費用は、原則 SPC が負担。専ら府又は市の事情に基づく場合は、当該費用の全部又は一部をそれぞれ負担（但し、府は、実施協定及び立地協定（立地市町村等）に定める SPC の再投資義務に基づく限りにおいて、SPC に負担協力を求めることが可能）。
- エ 認定区域整備計画、長期構想又は本特定合意内容の変更に伴い、府と SPC は共同して、IR 関係法令等、本実施協定及び立地協定（立地市町村等）上必要な手続を履践し、市はこれに協力。

② 区域整備計画の認定の更新

第 12 条（区域整備計画の認定の更新）

- 1 府及び SPC は、SPC が本実施協定第 20 条第 2 項に基づいて府の最終確認を得るため更新申請用の区域整備計画の案を提出するに先立ち、市が実施すべきものとして認定区域整備計画に定めようとする施策及び措置（市が本件使用対象土地の所有者である場合は、当該所有者として実施すべき施策及び措置を含む。）を含め、更新申請用の区域整備計画の案の内容について、市と誠実に協議するものとし、その意向を合理的な範囲で尊重するものとする。
- 2 府は、更新申請用の区域整備計画の案につき市が合理的に満足する内容であることを市とともに確認した上で（府及び市は合理的理由なくかかる確認を拒絶、拒否又は留保してはならない。）、本実施協定第 20 条第 2 項に基づく更新申請用の区域整備計画の案の最終確認を行うものとし、市が合理的に満足する内容でないと府及び市が判断する場合には、本実施協定第 20 条第 2 項に基づいて受領した更新申請用の区域整備計画の案について、SPC に対し、本実施協定第 20 条第 3 項の定めに従い合理的な範囲において是正又は修正するよう求めることができるものとする。
- 3 府は、更新用区域整備計画の作成に際し、市及び公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置その他 IR 整備法第 10 条第 4 項に基づき必要となる対応を講じるものとし、市及び SPC はこれらの実施に誠実に協力するものとする。
- 4 府及び SPC は、市による更新用計画作成同意及び更新申請前同意が得られるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとし、市（府又は SPC に前三項の違反がない場合に限り。）及び SPC は、当該同意の取得を含め府による更新申請付議が円滑に行われるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。
- 5 市は、更新用計画作成同意について地方自治法第 96 条第 2 項に基づき市会の議決事項とされている場合、府及び SPC において更新用区域整備計画を作成できるよう、市会に対し、更新用計画作成同意付議を行うものとし、更新申請前同意について同項に基づき市会の議決事項とされている場合には、府及び SPC による更新用区域整備計画の更新申請ができるよう、市会に対し、更新申請前同意付議を行うものとする。なお、府及び SPC は、市によるこれらの付議が円滑に行われるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。
- 6 市が更新用計画作成同意付議又は更新申請前同意付議をしたにもかかわらず、これらの付議に係る議決が行われなかった場合、府及び市は、更新用区域整備計画の内容を修正する等の方策を講じることにより、更新用計画作成同意付議又は更新申請前同意付議に係る議決が行われるよう合理的な範囲において誠実に努力するものとし、SPC はこれに誠実に協力するものとする。
- 7 府が、更新申請付議をしたにもかかわらず、更新申請議決が行われなかった場合、府、市及び SPC は、更新用区域整備計画の内容を修正する等の方策を講じることにより、更新申請議決が行われるよう合理的な範囲において誠実に努力するものとする。

- 8 更新用区域整備計画の認定の更新の申請が国土交通大臣に対して行われたにもかかわらず、更新用区域整備計画の認定の更新が受けられなかった場合、府、市及びSPCは、国土交通大臣による更新が受けられるよう合理的な範囲において誠実に努力するものとする。
- 9 更新用区域整備計画の認定に当たり、国土交通大臣によりIR整備法第10条第4項が準用する第9条第13項に基づく条件が付された場合には、府、市及びSPCは当該条件の充足に必要な対応について速やかに協議を行うものとし、府、市及びSPCは、かかる協議の結果に従い、当該条件の充足に必要な措置を実行する。
- 10 前六項の規定に基づく努力等にもかかわらず、認定区域整備計画の有効期間の満了の日の3か月前（IR整備法第10条第3項但書により国土交通大臣が別に期間を定める場合は当該期間の終期）までに、更新用計画作成同意、更新申請前同意、更新申請議決又は国土交通大臣による認定の更新が得られなかった場合、府、市及びSPCは、以後の対応について誠実に協議するものとする。
- 11 府、市及びSPCは、認定区域整備計画の認定の更新を行うに当たって、認定区域整備計画の変更がある場合には、本条の規定に加え第11条（注）の規定に基づき対応するものとする。
- 12 本条に定める認定区域整備計画の認定の更新手続は、本事業期間の満了日まで有効期間が満了する全ての認定区域整備計画に適用されるものとするが、本事業期間の満了日（本実施協定第88条乃至第94条の規定に基づき本事業期間の延長がなされた場合には延長後の満了日）の翌日以降の期間を含む区域整備計画については適用されないものとする。

（注）前記（2）①参照

③ 区域整備計画の継続判断基準

第13条（区域整備計画の継続判断基準）

- 1 市は、次の各号の場合を含め公益上必要と認める場合、前条の規定にかかわらず、更新用計画作成同意又は更新申請前同意を行わないことができるものとする。
- (1) 本実施協定第99条第1項及び第2項並びに事業用定期借地権設定契約第21条第2項乃至第4項に規定する解除事由に該当する事態が生じた場合。
- (2) モニタリング基本計画に定める極めて重大な違反又は不履行が生じ、府がSPCに対して改善命令を行ったにもかかわらず、その状態が修復されなかった場合。但し、当該状態が相当の期間内に修復される見込みがある場合はこの限りでない。
- (3) 前二号に定めるほか、SPCの責めに帰すべき事由により設置運営事業の継続的な運営に著しい支障が生じ、設置運営事業の継続的な運営が困難であると客観的かつ合理的に判断される場合。但し、当該状態が相当の期間内に修復される見込みがある場合はこの限りでない。
- 2 更新用計画作成同意若しくは更新申請前同意が得られないことにより、又は、市会への付議を市が行わないことにより（地方自治法第96条第2項に基づき市会の議決事項とされている場合に限る。）若しくは本実施協定第21条第1項各号のいずれかの事由により、府が、認定区域整備計画の認定の更新の申請をせず又は認定区域整備計画の認定の取消しの申請をする場合、府は、市及びSPCに対し、名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。
- 3 更新用計画作成同意及び更新申請前同意を得たにもかかわらず、府が認定区域整備計画の認定の更新の申請を行わない場合（府議会が本実施協定第21条第1項各号の事由によらず更新申請議決をしない場合を含む。）、又は、第12条第1項、第2項若しくは第4項前段の違反があることにより若しくは本条第1項各号のいずれかの事由により、市が、更新計画作成同意又は更新申請前同意をしない場合、市は、府及びSPCに対し、名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

(3) 本事業関連施設の設計、建設・整備及び開業等

- ① SPCが本事業関連施設の設計・建設・整備に関して使用する第三者の帰責事由は、立地協定（立地市町村等）に基づく市とSPCとの関係においては、SPCの帰責事由とみなす。

② SPC の建設期間中の保険加入、市への提示義務

③ 関係者調整等

第 19 条（関係者調整等）

- 1 SPC は、夢洲等まちづくり事業調整会議に参画し、構成員としての役割を果たすとともに、その運営に実務上合理的な範囲内において誠実に協力するものとする。
- 2 SPC は、本件工事の実施に当たり、公共インフラ整備等と密な連携・調整が必要であり、具体的な事業スケジュールについては、公共インフラ整備等に関わる関係者との間で継続的に協議・調整の上、決定していく必要があることを十分に理解し、事業条件書を遵守の上、公共インフラ整備等の円滑な推進が図られるよう、また、これに支障（但し、客観的かつ合理的に見て明らかに軽微なものを除く。）が生じないよう実務上合理的な範囲内において誠実に協力する。
- 3 府及び市は、万博及び設置運営事業がいずれも重要事業であることを踏まえ、夢洲等まちづくり事業調整会議を活用し、設置運営事業・公共インフラ整備等に係る各工事を円滑に進めることができるよう最大限調整するものとする。かかる調整にもかかわらず重複する工事がある場合には、当該事項に関しては公共インフラ整備等に係る工事が優先されるものとし、SPC はこれに従うものとする。

④ 万博開催期間中の工事実施に関する遵守事項等

ア SPC は、万博の開催期間中に、本件 IR 施設の開業を行ってはならない。

イ SPC は、万博開催期間中に本件工事を実施する場合は、次の事項を遵守の上、万博開催に支障が生じないよう実務上合理的な範囲内において誠実協力。

- ▶ 万博会場に対して交通アクセス・騒音・振動・粉塵等の悪影響が生じることを防止するための適切な対策。
- ▶ 万博会場に対する影響が特に大きいものについては、工事工程及び施工方法等について、府及び市その他の関係者との調整 等

(4) 本件 IR 施設等の運営等

① 維持管理・運営企業等の帰責事由は、立地協定（立地市町村等）に基づく市と SPC との関係においては、SPC の帰責事由とみなす。

② SPC による地域振興施策の実施義務、府及び市への実施状況の報告義務

③ 夢洲全体の地盤沈下管理

第 23 条の 2（夢洲全体の地盤沈下管理）

市及び SPC は、大阪・夢洲地区の国際観光拠点開発における地盤沈下管理の取扱いの重要性を認識し、双方協議の上、大阪・夢洲地区における適切な地盤沈下対策の実施等に係る事項を定めることについて、別途書面で確認するものとする。

④ SPC の運営期間中の保険加入、府への提示義務

(5) カジノ事業の収益の活用

① SPC の再投資義務

カジノ事業から得られる収益について、本件 IR 施設等の整備その他設置運営事業の事業内容の向上並びに府及び市が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力への充当義務 等

② 展示等施設の拡張整備

第 26 条（展示等施設の拡張整備）

- 1 SPC は、本件 IR 施設の開業（但し、本件 IR 施設の部分開業を行う場合は、当該部分開業をいう。以下、第 26 条の 4 において同じ。）が行われる日から 9 年以内までに、展示等施設の展示面積を 6 万㎡以上まで拡張する整備計画（以下「2 期計画」という。）の素案を作成し、府及び市に対して提出する。
- 2 前項に定める 2 期計画の素案の提出がなされた場合には、SPC、府及び市は、協議の上、当該素案の提出から 1 年以内を目途に、拡張する展示等施設（以下「2 期施設」という。）の機能・仕様等の詳細を含めた 2 期計画の内容を決定するものとする。当該協議において 2 期施設の拡張整備の実施が合意決定される場合には、SPC は、当該協議の過程において 2 期施設の拡張整備計画（以下「2 期施設拡張整備計画」という。）を策定し、府及び市の承認（かかる承認は不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとする。）を得るものとする。また、2 期施設拡張整備計画の実施にあたって、本実施協定又は本件各整備計画の変更が必要となる場合には、府と SPC は共同して、IR 関係法令等、本協定及び本実施協定上必要な手続を履践するものとし、市は当該手続が履践されるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。
- 3 SPC は、前項に定める必要な手続の履践後、行政手続及び設計に合理的に必要となる期間を確保した上で、速やかに 2 期施設の建設及び整備の着工を行うものとする。
- 4 SPC は、本事業期間内に展示面積を 10 万㎡以上に拡張する計画（以下「3 期計画」という。）を作成し、実施するものとする。但し、3 期計画の実施時期及び拡張する展示等施設（以下「3 期施設」という。）の整備内容等については、SPC、府及び市が、第 2 項に定める 2 期計画の決定に合わせて協議の上、決定するものとする。なお、2 期計画の決定に合わせて、3 期計画の実施時期及び 3 期施設の整備内容等を確定できない場合は、SPC、府及び市は、これらを確定する時期について協議により定めるものとする。
- 5 前四項の規定にかかわらず、SPC は、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、展示会・イベント等の需要動向（展示等施設の増床を必要とする催事需要が存在するか等）、MICE ビジネスモデル及び新しい生活様式のあり方並びに本件 IR 施設の開業後の展示等施設の運営状況及び SPC の財務状況（展示等施設の段階整備のための追加投資に伴う設置運営事業者の財務健全性への影響等）、立地協定（土地所有者）に基づく本件土地課題対策費用に係る債務負担行為の設定状況等を踏まえ、合理的に必要な範囲で、府及び市に対して、2 期計画又は 3 期計画において拡張を行う展示面積の規模及び時期等の見直しについて協議の申し入れを行うことができる。
- 6 府及び市は、前項に定める見直しの申し入れがなされた場合で、当該見直しの必要性が合理的に認められるときには、拡張の要否を含め、拡張を行う展示面積の規模及び時期等に関し、事業条件について必要な見直しを行うものとし、SPC は、2 期計画又は 3 期計画について必要な見直しを行うものとする。
- 7 SPC は、2 期施設及び 3 期施設の建設及び整備を行うために必要となる本実施協定、本協定及び法令等に基づく手続等（第 11 条に定める認定区域整備計画の変更手続及び都市計画法に基づく許可の取得を含むがこれに限られない。）を全て履践するものとする。

③ 宿泊施設の拡張整備

第 26 条の 2（宿泊施設の拡張整備）

- 1 SPC は、第 26 条第 2 項に定める 2 期計画の決定に合わせて、本事業期間内に宿泊施設の客室数を 3000 室以上に拡張整備する計画（以下「宿泊施設拡張整備計画」という。）を作成し、実施するものとする。但し、宿泊施設拡張整備計画の実施時期及び拡張する宿泊施設の整備内容等については、SPC、府及び市が協議の上、決定するものとする。なお、2 期計画の決定に合わせて、宿泊施設拡張整備計画の実施時期及び拡張する宿泊施設等の整備内容等を確定できない場合は、SPC、府及び市は、これらを確定する時期について、協議により定めるものとする。また、宿泊施設拡張整備計画の実施にあたって、本実施協定又は本件各整備計画の変更が必要となる場合には、府と SPC は共同して、IR 関係法令等、本協定及び本実施協定上必要な手続を履践するものとし、市は当該手続が履践されるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、SPC は、宿泊施設の拡張整備に関して、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、来訪者の需要動向（客室数の増床を必要とする宿泊需要が存在するか等）、展示等施設の拡張状況、また、SPC の財務状況（宿泊施設の拡張整備のための追加投資に伴う SPC の財務健全性への影響等）、立地協定（土地所有者）に基づく本件土地課題対策費用に係る債務負担行為の設定状況等を踏まえて、府及び市に対して、拡張を行う宿泊施設の規模及び時期等の見直しについて協議の申し入れを行うことができる。
- 3 府及び市は、前項に定める見直しの申し入れがなされた場合で、当該見直しの必要性が合理的に認められるときには、宿泊施設の拡張整備の規模及び時期等に関し、事業条件について必要な見直しを行うものとし、SPC は、宿泊施設拡張整備計画について必要な見直しを行うものとする。
- 4 SPC は、宿泊施設の拡張整備を行うために必要となる本実施協定、本協定及び法令等に基づく手続等（第 11 条に定める認定区域整備計画の変更手続及び都市計画法に基づく許可の取得を含むがこれに限られない。）を全て履践するものとする。

④ 拡張整備に係る土地課題対策費の扱い

第 26 条の 3（拡張整備に係る土地課題対策費の扱い）

- 1 第 26 条及び第 26 条の 2 の規定にかかわらず、これらの拡張整備に伴い事業用定期借地権設定契約第 13 条の 2 乃至第 13 条の 4 の規定及び立地協定（土地所有者）第 7 条の 2 乃至第 7 条の 4 の規定に基づく対策が必要となる場合において、当該対策に要する費用の市による負担に関して、市が、市会の議決を得て市の予算として債務負担行為を設定しない場合には、SPC は、府及び市に対して、第 26 条及び第 26 条の 2 に基づき定めた 2 期計画、3 期計画及び宿泊施設整備拡張計画の見直しについて協議の申し入れを行うことができる。
- 2 前項に定める見直しの申し入れがなされた場合、府、市及び SPC は、拡張の可否を含め、拡張を行う展示面積の規模及び時期等、宿泊施設の拡張整備の規模及び時期等の事業条件についての必要な見直しのために誠実に協議する。かかる協議にあたり、SPC は、実施方針及び本事業関連書類に定められた設置運営事業の意義及び目標を踏まえ、拡張整備の実施について商業上合理的な範囲で努力するものとし、当該協議が成立した場合には、第 26 条及び第 26 条の 2 の規定による 2 期計画、3 期計画及び宿泊施設拡張整備計画を実施する。

⑤ 拡張予定地の整備等

第 26 条の 4（拡張予定地の整備等）

- 1 SPC は、IR 区域拡張予定地において本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の意向を有する場合には、本件 IR 施設の開業が行われる日から 9 年以内（以下「区域拡張申出期限」という。）に、府及び市に対して IR 区域拡張予定地整備計画の案を添付して本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の意向の申出を行うことができる。
- 2 前項に定める本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の意向の申出がなされた場合には、府、市及び SPC は、協議の上、拡張方針決定期限までに、本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の実施の可否を決定するものとする。当該協議において本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の実施が合意される場合には、SPC は、当該協議の過程において IR 区域拡張予定地整備計画を策定し、府及び市の承認（かかる承認は不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとする。）を得るものとする。
- 3 府及び SPC は、前項に基づき本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の実施が合意された場合（但し、前項に基づき承認された IR 区域拡張予定地整備計画の実施において本件土地課題対策を要する場合には、IR 区域拡張予定地における本件土地課題対策費用に係る債務負担行為について市会の議決が得られることを条件とする。以下本条において同じ。）には、IR 区域拡張予定地の本件 IR 区域の一部への追加その他 IR 区域拡張予定地整備計画の内容を本実施協定又は本件各整備計画に反映するために必要な範囲で、本実施協定又は本件各整備計画の見直しを行う。また、本実施協定又は本件各整備計画の変更が必要となる場合には、府と SPC は共同して、IR 関係法令等、本協定及び本実施協定上必要な手続を履践するものとし、市は当該手続が履践されるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。

- 4 SPC は、前項に定める合意及び手続等に従い、本件 IR 区域の一部に追加された IR 区域拡張予定地について、市との間において、事業用定期借地権設定契約と満了日を同じくする借地借家法第 23 条第 1 項に定める事業用定期借地権若しくは同条第 2 項に定める事業用定期借地権を設定する契約を公正証書により締結するとともに、同契約の定めに従い、IR 区域拡張予定地の引渡しを受ける。なお、IR 区域拡張予定地に係る賃料額は、不動産鑑定評価に基づいて市が決定し、その他の契約条件については、SPC、府及び市の協議の上で合意した内容（但し、市が合理的に満足する内容であることを要する。）によるものとする。
- 5 SPC は、本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の実施が合意された場合には、IR 区域拡張予定地の整備内容を定めた認定区域整備計画の変更が認定された後速やかに、本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の着工を行うものとする。
- 6 前項にかかわらず、区域拡張申出期限の時点において鉄道延伸部（北ルート）の運行開始時期が未確定である場合（但し、当該時点において鉄道延伸部（北ルート）建設工事がシールド工法により行われることが確定している場合は除く。）には、本件拡張予定地整備施設の建設及び整備の時期は SPC 並びに府及び市との協議により定めるものとする。
- 7 鉄道延伸部（北ルート）建設工事がシールド工法による場合には、SPC は、鉄道延伸部（北ルート）建設工事の着工後に本条に定める本件拡張予定地整備施設の建設及び整備を行うに際して、本実施協定別紙 9 に定める内容を遵守するものとする。
- 8 SPC は、本条に定める本件拡張予定地整備施設の建設及び整備を行うために必要となる法令等に基づく手続等（都市計画法に基づく許可の取得を含むがこれに限られない。）を全て履践するものとする。

(6) SPC による事業廃止

設置運営事業の廃止に伴って府又は市に生じる費用・損害は、SPC が負担。（但し、主として府又は市の帰責事由による場合は除く。）

(7) 本事業期間を延長する場合の措置

第 28 条（本事業期間を延長する場合の措置）

- 1 府及び SPC は、本実施協定第 88 条第 2 項に基づく延長協議に当たっては、市の意向を確認し、可能な限りその意向を尊重して協議を行うものとする。
- 2 府、市及び SPC は、本実施協定第 88 条第 6 項第 6 号に定める立地協定の変更が必要となった場合には、速やかにこれを変更するものとする。
- 3 府、市及び SPC は、本実施協定第 89 条の規定に従い、相互に誠実に協議し、延長後長期構想を作成するものとする。
- 4 府、市及び SPC は、本実施協定第 90 条に基づき延長用基本合意書を締結するものとし、当該締結に先立ち、相互に誠実に協議するものとする。
- 5 府及び SPC は、延長用基本合意書を踏まえて行った協議の結果、本実施協定の変更が必要な場合には、延長後長期構想の作成後速やかに、IR 関係法令等の規定に基づきこれを変更するものとし、市は合理的な範囲においてこれに協力するものとする。
- 6 府、市及び SPC は、延長用基本合意書を踏まえて行った協議の結果、立地協定の変更が必要な場合には、延長後長期構想の作成後速やかに、必要な変更を行うものとする。
- 7 国土交通大臣による延長時更新を得ようとする場合における延長時更新の手続、及びその後の認定区域整備計画の認定の更新の手続には、本実施協定の他、第 12 条の定めが準用又は適用され、府、市及び SPC はこれに従い対応するものとする。
- 8 前各項の他、本事業期間を延長する場合の措置については、本実施協定、立地協定（土地所有者）及び事業用定期借地権設定契約の定めるところに従う。

(8) 実施協定等の終了

第 29 条（実施協定終了時の措置）

- 1 府及び市は、本事業期間の満了又は解除により本実施協定が終了する場合には、設置運営事業の承継、設置運営事業者の地位の承継又は再公募等により設置運営事業の継続が図られるよう努力するものとし、SPC はこれが可能となるように商業上合理的な範囲において最大限努力する。また、設置運営事業の継続の有無にかかわらず、SPC 資産等については、それらの耐用年数や価値等を勘案し、有効活用等が可能な場合は、これが図られるよう、府、市及び SPC において誠実に協議するものとする。
- 2 本実施協定が本事業期間の満了前に解除された場合であって、かつ、事業用定期借地権設定契約がなお存続する場合、SPC は、本件使用対象土地上において事業（但し、法令等により実施する権利を有しないものを除く。）を継続することができる。この場合、市及び SPC が協議の上で本件使用対象土地の使途について合意する場合を除き、SPC は、本件使用対象土地を、本件 IR 施設を所有するため、その全部若しくは一部について、自ら使用し、又は、第三者をして使用させるものとし、他の目的に使用しない。なお、本件 IR 施設は、IR 整備法第 2 条第 3 項に規定する設置運営事業として設置及び運営されることを要しないが、カジノ事業の用に供してはならない。
- 3 前項の場合、SPC は、事業用定期借地権設定契約を府及び SPC のいずれにも追加費用負担又は損害賠償（但し、事業用定期借地権設定契約の規定に基づくものを除く。）を生じさせずに、合理的に相当な期間前に市に通知して終了させた上で事業を終了することについて、府に協議を申し入れることができるものとし、府は、かかる SPC の申し入れに合理的に可能な範囲の協力を行い、市は、かかる SPC の意向を踏まえ SPC 及び府と誠実に協議する。
- 4 本実施協定の終了にあたり、府又は SPC は、国土交通大臣への認定区域整備計画の認定の変更若しくは取消しの申請又は設置運営事業の廃止の申請等必要な手続を行うものとする。当該認定の変更等の手続には、本実施協定の他、第 11 条（注）の定めが準用又は適用され、府、市及び SPC はこれに従い対応するものとする。
- 5 前各項の他、本実施協定が終了する場合の措置については、本実施協定、立地協定（土地所有者）及び事業用定期借地権設定契約の定めるところに従う。

（注）前記（2）①参照

(9) 不可抗力等発生時の協力

第 30 条（不可抗力等の発生時における協力）

- 1 不可抗力等により設置運営事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、本実施協定第 83 条第 1 項の規定に基づく SPC による設置運営事業の復旧及び継続が図られるように、府、市及び SPC は合理的な範囲において相互に協力するものとする。
- 2 本実施協定第 83 条第 2 項の規定に基づく SPC による復旧スケジュールの策定及びこれに基づく設置運営事業の復旧に関し、府、市及び SPC は合理的な範囲において相互に協力するものとする。
- 3 本実施協定第 83 条第 3 項の定めに従い公共インフラ整備の復旧及び継続又はそのためのスケジュールの提示も併せて必要なときは、市は SPC と連携が図れるよう合理的な範囲において協力するものとする。
- 4 府、市及び SPC は、不可抗力等により相手方に発生する増加費用及び損害を最小化できるよう配慮して前各項の協力を行うよう努力するものとする。

(10) 市による補償

① 市による補償

第 31 条（市による補償）

- 1 第 13 条第 3 項及び本実施協定第 102 条に定める場合を除き、市による更新用計画作成同意又は更新申請前同意が行われないことにより、認定区域整備計画の認定の更新がなされなかった場合、SPC は、これに起因して SPC が現実に被った通常生ずべき損害（逸失利益は除く。）につき、当該事由の内容・程度等に照らし必要

かつ相当な範囲において、市に対しその補償を求めることができ、市はこれを補償するものとし、この場合の補償は、SPC が設置運営事業のために投下した合理的な範囲の事業費、その他回収状況等の諸般の事情を斟酌するものとする。

2 前項の場合における、市による SPC に対する救済策は前項に基づくものに限られる。

② 市による特定条例等変更の場合の補償

第 32 条（市による特定条例等変更の場合の補償）

市による特定条例等の変更により、SPC に増加費用又は損害が生じたときは、市が当該増加費用又は損害について必要かつ相当な範囲で補償するものとする。

(11) 損害賠償

第 35 条（損害賠償）

第 13 条第 2 項及び本実施協定第 21 条第 4 項の規定にかかわらず、本協定の当事者は、本協定に定める義務に違反したことにより本協定の他の当事者のいずれか又は双方に損害等を与えた場合には、当該他の当事者に対し、かかる損害等を賠償しなければならない。但し、当該損害等は、当該違反と相当因果関係のある範囲に限る。

(12) 一般条項

知的財産権、相互協議、秘密保持、準拠法その他の一般条項

(13) 裁判管轄

大阪地方裁判所

※ 枠囲み内は、本書作成時点における規定案であり、立地協定（立地市町村等）の締結までの間に、協定内容の本質・根幹に変更が生じない範囲内で表現を修正等することがある。

以上